

令和6年第8回会津美里町議会（議会改革推進特別委員会）

第1日

令和6年10月15日（火）午前 9時57分開会
常任委員会室

委員長 根本 謙一 君
副委員長 星 次 君

○出席委員（9名）

1番	櫻井 幹夫 君	8番	星 次 君
2番	小柴 葉月 君	11番	鈴木 繁明 君
3番	荒川 佳一 君	12番	横山 知世志 君
5番	長嶺 一也 君	15番	根本 謙一 君
7番	小島 裕子 君		

○欠席委員（1名）

4番 山内 豪 君

○事務局職員出席者

事務局次長 関本 達 君
兼 総務係長

開 会 (午前 9時57分)

○議会事務局次長兼総務係長(関本 達君) お願いします。

○副委員長(星 次君) おはようございます。

ただいまから第8回になりますが、議会改革推進特別委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

○議会事務局次長兼係長(関本 達君) では、委員長お願いします。

○委員長(根本謙一君) 皆さん、おはようございます。

今日は、第8回目の議会改革推進特別委員会の開催に当たりまして、前回に引き続いて条例案の中身、検討、細かい提案、意見がございましたので、それをまた皆さんとしっかり議論し、整理していきたいと思います。

そのほかに今後のことについて、12月会議に条例案を上程したいというふうの前からお話しになっていたと思うのですが、いろいろまた確認しなければならないことが出てまいりますので、その点についてもやっぱり協議してまいりたいと思います。中身の濃い会になりますようにご議論お願い申し上げまして、挨拶に代えます。よろしくお願いいたします。

○議会事務局次長兼係長(関本 達君) では、引き続き、委員長お願いします。

○委員長(根本謙一君) それでは、案件に入ります。

ハラスメント防止条例(案)の検討についてということで、過日、皆様に修正点あるいは再度慎重に考えなければならない点等の例も含めて、事務局次長からしっかり審議していただいて、資料として前もって皆さんにお渡ししてあるかと思えます。しっかりチェックされてこられたと思えますので、一点一点、順に従って進めてまいりたいと思えますので、お願いいたします。

それでは、早速資料に基づいて確認していきたいと思えます。皆さん、見ていただいていますか。9月25日各委員にファクス送付後の修正箇所というところでの整理から参ります。再考が必要と思われる箇所として、①から入ります。前文において「住民の全体の奉仕者として福祉向上に」云々とありますところを「住民全体の奉仕者として福祉向上に」に変更したらどうかという提案で、理由としては「の」が重なっている、連続しているということのようですが、この点について何かご意見ありましたら。

荒川委員。

○3番(荒川佳一君) 私は、これ小島委員の訂正に賛成です。「の」はやっぱり1か所でよろしいということ。

○委員長(根本謙一君) ほかにありますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長(根本謙一君) では、「住民全体の」ということで、「住民の」の「の」を削除ということ。では、そのように決定したいと思います。

②です。前文において、「議会活動に支障を来した」のところなのですが、漢字に転換してしまっておりましてを平仮名にするという提案でございます。このことについて……

〔「賛成です」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 賛成。

異議ありますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 異議なしとしまして、平仮名に戻す、それを決定したいと思います。

では、次、③になります。前文においてハラスメントのことをうたっているわけですが、ハラスメントは「人権侵害である」という、この一語に尽きるわけですので、これを最後のところに書き加えるということで、しっかり皆さんが一言で例えられるようにしていくべきではないかなというふうに思っている次第です。このことについていかがでしょうか。

荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 今の委員長の意見に私も賛成でございます。ここで、「つながる」で終わってしまうと、何かちょっと意味が取りにくいなということで私も考えていましたので、「人権侵害である」ということに賛成いたします。

○委員長（根本謙一君） ほかの方、ご意見ございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、異議なしとしたいと思います。

では、次に「人権侵害である」を付け加えるということで決定したいと思います。

次、④に参ります。前文において、「役割を十分発揮するために」というふうになっているのですが、ここを「に」を削除して、「役割を十分発揮するため、互いに人格を尊重し、相互信頼を」云々というふうに変更したらどうかという提案です。ここはいかがでしょうか。

横山委員。

○12番（横山知世志君） 私も削除のほうが読みやすいなと思います。

○委員長（根本謙一君） ほかの方は。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） それでは、削除で決定したいと思います。

次に、⑤に入ります。第1条の「全ての職員（以下、「職員」という。）」云々を「町職員（以下「職員」という。）」云々に変更したらどうかという提案です。「全ての」にすると、非常勤特別職も含めた表現になるため。筑紫野市では市職員としているため、町職員にしたほうがよいのではないかという提案です。これはいかがでしょうか。

確かに私もここは町職員というふうにして一定程度限定するという事だと思っております。ご意見があれば伺いたいと思っております。

星委員。

○8番(星次君) 私も長嶺委員のこの変更賛成です。

○委員長(根本謙一君) ほかにいかがでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

○委員長(根本謙一君) では、「町職員」に書き換えるということにしたいと思います。これに決定いたします。

次に、⑥、ページをおめくりいただいて、第1条の「ハラスメントを根絶し、及び未然に防止」の部分「ハラスメントを根絶し、未然に防止」云々に変更したらどうかという提案です。「及び」がなくても文章が成立するのではないかということですが、私もこれを読んでいるときに、ああ、なるほどとは思ったのですが、よくよく読みますと、「根絶し」と「未然に防止」は別建ての意図がここにあるというふうに考えると、やはり「及び」はつけたほうがいいのではないかなというふうに思うところですが、ほかの委員の方々のご意見をいただきたいと思います。

小島委員。

○7番(小島裕子君) 私も委員長の意見賛成です。

○委員長(根本謙一君) 「及び」をつけたほうがいい。

○7番(小島裕子君) つけたほうがいいと思います。

○委員長(根本謙一君) 横山委員。

○12番(横山知世志君) 私は、なくてもいいのかなと思います。

○委員長(根本謙一君) ほかにいかがでしょうか。よく読んでいただくと、お分かりになると思うのですが。

鈴木委員。

○11番(鈴木繁明君) 俺は、あったほうがいいなと思うのですが、それでも、「及び」は。

○委員長(根本謙一君) 荒川委員。

○3番(荒川佳一君) 私も「及び」はそのまの文章でいいと思います。

○委員長(根本謙一君) ほかにの方はいかがでしょうか。

「及び」があったほうがいいという方が多いので、そのように決定したいと思います。「及び」はこのままのせるということで決定いたします。

次に、⑦に参ります。第2条第1項の「職務環境(議員としての活動を行う上での環境を含む、第4条第2項を除き、以下同じ。)」云々を「職務環境(議員としての活動を行う上での環境を含む。以下同じ。)」云々に変更してはどうかということです。つまり柏市議会の条例を参考にして、第4条第2項にするというふうにしたのですけれども、どうも町民には理解しづらいところがあるということで、ほかのものを調べてみました。そうしましたら、神奈川県開成町の6月にできたばかりの条例を見ますと、変更提案文のように、「職務環境(議員としての活動を行う上での環境を含む。以下同

じ。）」というふうになっておりますがいかがでしょうか。

○12番（横山知世志君） 委員長、これは最初職務環境に替えるようということだったのではないですか。

○委員長（根本謙一君） いや、職務環境ではなくて、それは「第4条第2項を除き」、この部分が分かりづらいので簡略化すると、「議員としての活動を行う上での環境を含む」というふうにまとめてありました。なるほどと思ったので、こういうふうにしてはどうかというところでございます。いかがでしょうか。

荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 私も事務局案に賛成いたします。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、異議なしということで、変更したいと思います。申し上げますと、「職務環境（議員としての活動を行う上での環境を含む。以下同じ。）」云々したいと思います。決定しました。

次、⑧に参ります。第2条第1号において、「相手方に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、当該相手方の人格若しくは尊厳を害し、または当該相手方の職務環境」、先ほど修正したところでございます。このところを「相手方に精神的若しくは身体的な苦痛を与え」、その後云々とありますけれども、つまり前段に申し上げた第1号の中身の「当該」を削除してはどうかということの件になるのです。これは小島委員からの提案なので、小島委員、理由をちょっと述べていただけますか。

○7番（小島裕子君） ほかの文章もよくよく読んでみたのですが、当該を含む方がよいかどうかちょっとその辺ご意見いただければと思って、挙げてみました。

○委員長（根本謙一君） 横山委員。

○12番（横山知世志君） 確かにある程度特定されているので、この「当該」は要らないのではないかなと私も思います。

○委員長（根本謙一君） 荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 私は限定するために、相手側だけではちょっと分からないのではないかなと思います。

ということと、あとは4条の4項なのですけれども、今現在は「当該」という言葉が入っているので、やはり限定する意味で「当該」ということを入れたほうが分かりやすいのではないかなと思っています。私はそのままにすべきと思います。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 荒川委員に賛成です。

○委員長（根本謙一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 私もここをよく読んでみました。そうしますと、その前にある文章、「精神的若しくは身体的な苦痛を与え」、このところで「当該」となってくるのだというふうに思います。これまたご意見ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） なかったら、このまま「当該」をつけておくということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、そのように決定したいと思います。

では、次に参ります。⑨です。第2条第1号において、「町議会や議員全員協議会、各種委員会等の会議中に大きな声を出して議員や職員に対して威嚇又は恫喝する行為もこれに含まれる」のところを中ほどから読みます。「議員や職員に対して威嚇又は恫喝に値する行為」というふうにしたらどうかという提案です。これも小島委員からの提案なので、小島委員のお考えを伺いたいと思います。

○7番（小島裕子君） やはり恫喝って限定してしまうと、周りの方は恫喝ではないかという個人的な解釈も差が生じるかなと思ったので、皆さんが書いた恫喝に近いよねという認識も含めて、「値する」という言葉を入れたほうがいいのではないかなというふうに思いました。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） ハラスメントというのは、周りではなくて言われている本人がどう感じているかということなので、やはり恫喝というのはあっていいのではないのでしょうか。

○委員長（根本謙一君） 星委員。

○8番（星 次君） こちらの「値する」というふうな言葉ですが、この「値する」という解釈が捉え方が難しいのではないかと思うので、「恫喝」というだけで私はいいと思うのです。

○委員長（根本謙一君） ちなみに、字句の意味を調べました。威嚇は、自分の威力を見せて恐怖心を起こさせるということです。それから、威喝という言葉も同義語としてあるのですけれども、威喝です。これは威嚇の「威」と、それから恫喝の「喝」です。威喝という言葉も同義語でありまして、これは大声で相手をおびえさせることというふうになると思います。恫喝は、危害を加えるような様子を見せておびえさせることというふうになっております。この点をしっかり議会も協議して、このところは考えていかなければと思います。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） 私は、本当にこの案はすごくいいのではないかなと思いました。なぜいいと思うのは、これから多分決めると思うのですけれども、ハラスメントが発覚したら調査を行って、それからちゃんと対処すると思うのですけれども、その対処の段階で、本人が恫喝ではないって言い張るような像を想像できてしまうのですね、あれは恫喝ではないのかなんて。別にそれはいいのですけれども、処理は多分そこできれいにまとまるとは思うのですけれども、その人の主張としては、い

や、あれは別に恫喝ではないだろうみたいなことを言いふらす可能性がある、いっぱいいろんなところに。だけれども、我々が恫喝に値すると判断したのという言い方をすると、その人がたとえ外に言いふらしたとしても、何かこの人の自覚とその場の状況というのは食い違っているのだろうなということは伝わるのかなと思って、私はこの言葉はそんな深くは考えていないですけども、ぱっと見、いいなとは思いました。

○委員長（根本謙一君） 小柴委員の意見でした。

恫喝の場合は危害を加えるような様子を見せてということですから、本当にこんなことはあり得るのかなと、つい私もこれを調べていて思ったところなんです。でも、現実ほかの条例を見ますと、こういう言い方をしているところもありますから、それは絶対あり得ないということではないというふうにしないで、あくまでも未然防止がこの条例の一つの目標であるというところがございます。

ただ、恫喝に値するというのにするか、しないかはやっぱり意見の分かれるところだと思うので、もう少しほかの委員のご意見をいただけたらと思います。

事務局、どうぞ。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） こちらに威嚇と恫喝があって、「恫喝に値する」というふうになると、要は威嚇の部分がなくなってしまうのかなと思うのですけれども、要は威嚇、恫喝あるいは「威嚇、恫喝に値する」となれば全部を含むと思うのですけれども、今の言い方だと、まず威嚇があって、恫喝に値するというのがあるので、あまり恫喝はあり得ないかもしれないですが、恫喝のところは値すると書いてしまうと、すっぱり逆に抜けてしまうかなと思うのですけれども、なので、例えば値するも全部包括するのだよというのであれば、「威嚇又は恫喝あるいはそれらに値する」みたいなすれば、もう全部が網羅されると思います。

○委員長（根本謙一君） 事務局次長のほうから、両方にかかる書き方をしてはどうかという助言でした。そうしますと、小柴委員の意図も、意見も反映できるということかと思えます。

長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） 今の事務局のアドバイスに支障ないと思います。

○委員長（根本謙一君） 鈴木委員。

○11番（鈴木繁明君） 私も今の次長の案に賛成です。

○委員長（根本謙一君） 今、お二人から続けて、事務局次長の助言を生かしてはどうかという意見です。つまり「威嚇又は恫喝、又はそれに値する」、これ「又は」、「又は」ってつけていいのか。

事務局次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 「威嚇又は恫喝、若しくはそれらに値する行為について」ではどうでしょうか。

○委員長（根本謙一君） では、「若しくはそれらに値する」を付け加えるということではよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、そのように決定したいと思います。

次に、⑩に参ります。第2条第1号において、「町議会や議員全員協議会、各種委員会等の会議中に大きな声を出して議員」云々とありますところを、今申し上げた頭の「町議会」を「本会議」に変更したらどうかということでもあります。つまり町議会というふうにしてしまいますと、議員全員協議会や各種委員会等も全て町議会になるのです。その意味でここはおかしいなとは思っていました。やはりすっきりここを本会議というふうにすることによって整理してはどうかというところですか。いかがでしょう。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、異議なしということで、「町議会」を「本会議」に変更するという事に決定をいたします。

次に、⑪です。第2条第3号において、「若しくは妊娠又は出産に起因する症状により」云々とある……これ言ったほうがいいですね。「起因する症状により勤務することができないこと等を理由とする」云々とありますところを「若しくは妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと等の理由に対する言動」と、このようにしてはどうかという提案です。意味としては、同じというふうに捉えていいかと思いますが、いかがでしょうか。こういう提案ですので、法令、規則等の独特な言い方がありますので、よその事例を参考にすると、こういう書き方になってきていたわけですが、そこをこのようにしたいという変更の提案です。いかがでしょうか。

長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） どちらでもいいと私は思います。

○委員長（根本謙一君） 星委員、どうぞ。

○8番（星 次君） 私も今のままでいいなという感じがするので、お願いしたいと思います。

○委員長（根本謙一君） お二人から今のままでいいのではないかというご意見です。

ほかの方、異議がなかったら今のままにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、ここは原文のままにしたいと思います。では、それで決定をいたします。

⑫になります。第2条第2項の「一般職の職員及び同条」云々を「一般職の職員、同条」云々に変更してはどうかという提案です。理由としては、「及び」が続くので、読点にしてはどうか、こういう提案です。いかがでしょうか。

第2項ですが、次のページの2というところにあります、2項。2号と2項は違いますから。第2項です。「及び」を削除して読点にしたらどうか。

荒川委員。

○3番(荒川佳一君) 私も長嶺委員の意見に賛成で、「及び」は読点でよろしいかと思います。

○委員長(根本謙一君) ほかの方はいかがでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長(根本謙一君) 条例をつくる上において法規上の書き方があるので、だから法令、規則、要綱等はこれ読点はあまり使いません。こういう言い方なのですよ。

星委員。

○8番(星次君) 私は、このままのほうが、普通こういうふうな書き方するのでね。

○委員長(根本謙一君) 同列ですよということだと思えるのですね、同列にしているという。県議会とかは別で、ちょっと違っているかなとは思われますけれどもいろいろ違うと思います。

鈴木委員。

○11番(鈴木繁明君) 今、委員長が言われたように、やっぱりそういった意味があるのだとしたら、このままでいいのかなと思います。

○委員長(根本謙一君) 事務局次長、事務局として意味が少し変わってくるのだと、これ職員全体のことを言っているのですよね。

○議会事務局次長兼係長(関本達君) はい。

○委員長(根本謙一君) だから、そうすると事務局としてどんなふうに考えますか。

○議会事務局次長兼係長(関本達君) 私も「及び」でいいと思ったのですけれども、なお最終的にちょっと例規のほうと確認します。なので、一応取りあえず「及び」のままにしておいていただき、点のほうがいいのかどうかというところを改めて聞きますので、取りあえずは「及び」にしておいていただきたいかなと思います。

○委員長(根本謙一君) では、保留ということで。

○議会事務局次長兼係長(関本達君) はい。

○委員長(根本謙一君) では、それでよろしいですか。

[「異議なし」と言う人あり]

○委員長(根本謙一君) では、そのように決定しておきたいと思います。

次に、⑬に参ります。第3条及び第5条において、第3条の「議員によるハラスメントの根絶及び防止に努めるとともに」を「議員によるハラスメントの根絶及び防止を図るため、議員に対し必要な研修等を実施に努めるとともに、」に変更し、第5条は削除してはどうかという提案です。第5条の調査及び研修等を全て削除し、その内容を第3条に組み込んだほうがよいかどうかということのようですが、これは小島委員からの提案ですが、よくよく読むと、ここはちょっと長いので、私が初めに意見を言わせていただきますけれども、第5条というのは別物なのです。「ハラスメントがあると認めるときは」としているから、ここは一緒にはすべきではないところではないかなというふうに思った次第ですが、皆様からのご意見をいただきたいと思います。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 元のままのほうでよろしいかと思ひます。

○委員長（根本謙一君） 星委員。

○8番（星 次君） 私は、このままで委員長がお話ししたとおりでいいと思ひます。

○委員長（根本謙一君） ほかはありますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、3人の方から元のままというご意見をいただきましたので、異議がなかったら元のままにしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、そのように決定したいと思ひます。小島さん、よろしいですね。

○7番（小島裕子君） 了解です。

○委員長（根本謙一君） 次、⑭に参ります。第4条第1項の「第1条及び第2条」を「第2条」に変更してはどうかとの提案です。筑紫野市を見ると、第1条及び第2条から議員の責務が書いてあるのは第2条のみのためにというふうに出ております。ここは大事なので、私、調べました。つまり第1条は目的が書いてあります。第2条は、議員の責務として書いてあります。それを第2条だけというふうにしますと、第1条の目的の中に概略的な文章としてのっているところがあるのです。だから、それを踏まえて第2条でもっと詳しく議員の責務が書いてあるというふうに捉えるべきなのかなというふうに思ったので、それだったら第2条を削除する必要はないのかなというふうに思った次第ですが、皆さんからのご意見をいただきたいと思ひます。

読み上げます。皆さん、手元に上げていただければいいかと思われまますので、第1条は目的としてなっております、中ほどから「町民全体の代表者として、また、町民全体の奉仕者として議員活動を行う際に遵守すべき行動基準（以下「政治倫理基準」という。）について定めるとともに、議員が、倫理に関し改めて認識を深め、議会に対する町民の信頼を確保し、民主的な町政の発展に寄与することを目的とする」というふうに書いてあります。

第2条の議員の責務のところでは、第1項に「議員は、選挙で選ばれた町民の代表者としてその地位にあり、大いなる使命と重き任務と、より高き倫理的義務を負荷されていることを深く自覚し、法令を遵守して活動しなければならない」、第2項では「議員は、自ら研鑽を積み、資質を高めるとともに、その品位の保持に努めなければならない」、第3項、第4項とその後続いております。ですから第1条及び第2条は当然ついていておかしくはないというふうに思っているのですが、いかがでしょうか。

長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） 2条の削除はする必要はないと思ひます。

○委員長（根本謙一君） 2条だけ、1条。

○5番（長嶺一也君） 1条です。削除する必要はないと思います。

○委員長（根本謙一君） 荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 私は、今の1条は2条だけで責務ということであるので、議員の責務ということで、そこで分かりやすくするために2条のみのほうがよいのではないかなと思うのです。責務だけでいいのではないかなと思います。

○委員長（根本謙一君） 星委員。

○8番（星 次君） 私も第1条には政治倫理の条例の目的をうたっているので、第2条だけでよろしいのではないかというのは思っています。

○委員長（根本謙一君） ほかに意見はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 今、意見が分かれていますので、皆さん方のご意見をいただきたいと思えます。これ事務局からの提案ですので、事務局から一応何かありますか。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 私も、第4条の前に括弧で「議員の責務」って入っていたので、議員の責務というところだと、倫理条例の2条が議員の責務ということになっているので、そこがあればいいのかなという感じはしたのですけれども、第1条があっても悪くはないのかなというところですが、「に規定された議員の規範を遵守することにより」ということなので、そういう意味では第1条が入っていても当然おかしくないですし、議員の責務というところだけだと、もうピンポイントだと第2条にそれが書いてあるので、それだけでいいのかなって思ったのですが、広い意味でいえば第1条も入っているのかなというところで、絶対1条を削らないと駄目だということではないです。

○委員長（根本謙一君） 事務局からの助言でした。

鈴木委員、どうぞ。

○11番（鈴木繁明君） この原文のままでいいと思います。

○委員長（根本謙一君） 星委員、どうぞ。

○8番（星 次君） 私は、第1条というのは削除してもいいというような考えだったのですが、やっぱり残しておいてもいいのかなと思いましたが、このままで良いのではないかと思います。

○委員長（根本謙一君） このままでというご意見が多いので、異議なければそのようにしたいと思います。いかがでしょう。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、このままにするということで決定をいたしました。

では、次に参ります。⑮、第4条第1項において「規定された議員の規範を遵守することにより、ハラスメントの防止に努めなければならない」というところを「規定された議員の規範を遵守し、ハラスメントの防止に努めなければならない」に変更したらどうかという提案です。これは改めて説明

するのもあれだから、小島委員の提案でありますけれども。

横山委員。

○12番（横山知世志君） 私は、変更したほうがすっきりするのではないかというふうに感じます。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 異議なしの声、お二人からあります。異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、変更することに異議がないということで、「することにより」を「し」に変更したいと思います。では、そのように決定をいたします。

次に、⑩に参ります。第4条第1項において「議員は、ハラスメントが行為者の意図とは関係なく生じ得ること」云々と来まして、「他の議員及び職員を個人として尊重することを通じて」云々のところの「及び」を「並びに」に変更したらどうか、それから「通じて」を「通して」に変更してはどうかという提案です。

これは小島委員から考え方を伺ったほうがいいですね。「及び」を「並びに」、「通じて」を「通して」にする、どういう捉え方をしたのかということです。

小島委員。

○7番（小島裕子君） 「及び」ですと同列という感覚で私は見ていたので、言葉の選択的なものかなとは思いますが、やはり「並びに」のほうが私としてははっきりしたように思ったので提案しました。

「通して」のところは、前文と同じにすると、前文にもあるのです。「通して」というところが前文にも1か所あるのですけれども、目的の2行上、「相互信頼を深めることを通してハラスメントの」とあるのですけれども、多分これ例として見ていたところは「通じて」と使っていたのですが、統一したほうがいいのではないかなというふうに思いました。

○委員長（根本謙一君） 小島委員からの提案理由でした。いかがでしょうか。ここは悩ましいです。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 「及び」と「並びに」の使い方なのですけれども、通常こうえいという条文の書き方については、及び、及び、及びとなっていて、最後に並びにと来るので、別段ここは「並びに」に直す必要はないと思います。そうすると、「並びに」にするのであれば、ほかの及びのところまで十分検討する必要があると思いますので、もとのままでよろしいかと思います。

あと「通して」と「通じて」については、特に直す必要もないものもあるのかなというふうに私は思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 私は、最初の「並びに」というのは「及び」のままでいいのかなと思います。

あとは、「通じて」を「通して」ということで、これは「通して」に変更でいいのではないかなと思います。

あとそれと、最初の⑩の第4条第、先ほど委員長は「1項」と言ったのですが、これは「2項」の誤りではないかと思います。

○委員長（根本謙一君） どこ。

〔「⑩番の冒頭」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 第2項と言いましたか。

○3番（荒川佳一君） いや、第1項と言いましたので。これ2項ではないですか。細かい話で申し訳ないですが。

○委員長（根本謙一君） 事務局、あれですか、ここ……

〔何事か言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） そうですね。すみません。

○3番（荒川佳一君） 以上です。

○委員長（根本謙一君） 私も確認しなかった。

次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 今の「他の議員及び職員」というところなのですけども、言い方としては第1条の言い回しと併せて、職員のほうを先にしたほうがいいのですか。それとも「議員は」となっているから、「他の議員」って先にしたほうがいいのですか。主語が「議員は」とあるので、「議員及び職員」ということでいいですか。

○委員長（根本謙一君） はい。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 失礼しました。

○委員長（根本謙一君） これ「並びに」というふうに条文を進めていくと、何か意味がちょっと違って来るのですね、ニュアンスが。「及び」とか。何度も読むと、ちょっと違和感が出てくるかなというふうに思うところですが、ほかの委員の方。

横山委員。

○12番（横山知世志君） むしろ「及び」でいいのだろーと思います。むしろ変えてほしいのであれば、例えば「尊重することを通じて」をこれは「尊重し」で切ってもらったほうがいいのではないかなと、逆に思ったところ。別にこのままで構わないですが、言い回しとしては、ここは「職員を個人として尊重し、誠実かつ公正な職務の」というふうに続けるのが私の意見です。私としては、そういうふうに変えては駄目なのかな。

○委員長（根本謙一君） また、新たな提案ですけども、それも含めてご意見があれば。

星委員、どうぞ。

○8番（星 次君も） 私は、「及び」は残しておいて、荒川委員と同じ、「個人として尊重する

ことを通して」というふうなことのほうがいいかなというふうに思います。

○委員長（根本謙一君） 事務局、この言い方はいわゆる執行部側の例規としてはこういう言い方はしますか。「通じて」と「通して」。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） さっきの「通し」でもいいのではないかという話なのですが、その前のところが「人間関係を背景として生じる可能性があることを自覚し」となっているので、「し」、「し」だとあれかなと。「通して」なのか「通じて」なのかはちょっと保留でもいいですか。一応「通して」にしておきますか。では、一応「通して」にしておいて、その状態で例規のほうで確認したいと思います。意味合いとしては、明らかに「通じて」でも「通して」でも分からないかと思いますが。

○委員長（根本謙一君） では、その前に「個人として」とあるのですね。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） つまり意味はそんなに変わることはないですけれども、執行部のご提案も見ていただいて、ここは「通して」にしておきたいと思います。

「及び」は変えないで、そのままにしてということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、そのように決定をいたします。

次に、⑩、第4条第4項において、「議員は、ハラスメントに当たる行動を行っている」と認められる事態に遭遇したときは、当該行動を行っている者に対し」云々のところを「当該行動」のところを「当該言動」にしたほうがよいのではないかというご意見です。つまり言動は発言と行動を両方、言い得ています。皆さんからご意見があれば。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） それであれば、言動と直すのであれば、最初の「ハラスメントに当たる行動」も「言動」に直す必要があるのではないですか。

○委員長（根本謙一君） そうですね。

○5番（長嶺一也君） 言動に直すのであれば、1行目はどうなりますか。

○委員長（根本謙一君） その前になりますね。4項は、新たに、まず1つ、行動が出てきます。変更提案は、その2行目の「当該行動」のところを「言動」ということだったので、長嶺委員が第1行目の「行動」も「言動」にすべきだろうという意見でした。

長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） 直すのであれば、両方同じにする必要があるということです。

○委員長（根本謙一君） ほかにご意見あれば。

荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 私も原文ということに訂正したほうがいいのかと思います、両方。

○委員長（根本謙一君） ほかほございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 異議なしの声がありました。

ほか異議あれば、ないですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） やっぱり前のやつを見ると、ほとんど言動なのです。だから、言動でいいと思うのですが、2行目の「当該行動を行っている者」、ここを「当該言動を行っている者」というふうになると思いますが、もともとのやつはここが議員に対してというふうになっていて、何か当該議員でもいいのかなど。

○委員長（根本謙一君） 当該議員。

○2番（小柴葉月君） 当該議員に対して……あっ、そうか。あれ頭も違うんですね。

○委員長（根本謙一君） そうです。行っている者です。

○2番（小柴葉月君） これでいいと思います。

○委員長（根本謙一君） 小島委員。

○7番（小島裕子君） なお、付け加えて、この言動というのは第2条のほうで全て（1）、（2）、（3）の言動に対するものだと付け加えておきます。

○委員長（根本謙一君） そうでしたね。

小柴委員、異議はないですね。

○2番（小柴葉月君） 大丈夫です。

○委員長（根本謙一君） 分かりました。

それでは、⑰のところでは、2つの「行動」を「言動」に両方訂正するということにしたいと思えます。異議ありますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 異議なしと、では決定いたします。

では、次に参ります。⑱、第6条において、タイトルを「事実関係の把握」、こうしているところを「事実関係の調査及び把握」に変更してはどうかという提案です。

○7番（小島裕子君） 委員長、これは前のほうで、条を一緒にしてはどうかという話だったので、それがなくなったので。

○委員長（根本謙一君） そうですね。

では、これはもともとなくていいという、検討する必要はないということになりますね。

次、⑲です。第9条において、「議員は、議員によるハラスメントの被害者及び関係者のプライバシー」云々のところで、「議員による」という文言を削除したほうがよいのではないかという小島委

員からの提案です。これをご意見いただいたのですけれども、改めて意味を。

小島委員、どうぞ。

○7番（小島裕子君） 「議員は、議員による発言」となっていますが、そうすると議員だけの個人的なすごくプライバシーの確保に十分配慮するということになってくると思うのですけれども、相手方の職員間はこの内容に入るのかどうかとちょっと思ったのです。

〔「職員間」と言う人あり〕

○7番（小島裕子君） 職員と議会の議員のハラスメントだけというふうにしてしまうので、これ議員だけというふうに限定しているのかなというふうにとちょっと。

○委員長（根本謙一君） これは議員に関してですか。

横山委員、どうぞ。

○12番（横山知世志君） これは、議員のハラスメントの条例なので、あえてここで委員言われているようなことは要らないのではないかと私は思うのです。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） 「議員による」を取るか入れるかについては、今の「議員による」が入っていないのが筑紫野市議会ハラスメント防止条例で、議長の責務の中でも議員によるハラスメントと「議員による」と入っているので、あと「議員による」とあるので、ほかにも影響してくるので、「議員による」はそのまま入れておいたほうが無難というか、ほかの条例にも影響してきますので、このままでよろしいかと思えます。

○委員長（根本謙一君） いや、これは枕言葉だと思うのです。議会ハラスメント防止条例、ですから。議員が自覚するためにこういう書き方になってくるというふう理解していいのかなというふうには思えます。

では、このままでということでご異議なければ。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） このままにしたいと思えます。

続いて、この資料に載っていないのですが、改めて皆さんにお配りしている資料があるかと思えます。

次長、お願いします。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 失礼しました。

○委員長（根本謙一君） 前回、大変議論になった一つの中に、窓口の設置の議論がございました。最終的には窓口の設置という条文は要らないのではないかとということで一応整理したわけですが、このたび私どうしても1つ気になっているところがありましたので、ちょっと調べてみました。資料をお渡ししてあると思えますけれども、議員研修誌「地方議会人」で7月号にハラスメントの改めて有識者らの論文が載っていました。その中で、一般財団法人地方自治研究機構を顧問されてい

る井上さんという方の意見が載っておりまして、その中でハラスメント防止・根絶の課題の中の3点目に、相談窓口の設置と調査・対応措置の手續・ルールの明確化という項目がありまして、ここを読みますと、国の「改正政治分野男女共同参画法は、相談体制の整備も義務づけている」というふうになっております。「厚生労働省指針等は、相談窓口の設置、事実関係の把握・調査や対応措置の検討・決定のルールや手續の明確化を求めている」ということが載っております。「相談窓口や相談員の設置を規定するものは少ない」という現実もあるわけですので、あながち欠陥とは言えないのでありますけれども、その後の行を読みますと、「ハラスメントの申出や相談は議長に対して行うこととしており、その後の事実関係の把握や調査も議長が行うこととしている。しかし、これらの規定は議長が責任を持って行うという趣旨に過ぎない。議会としては、やはり、あらかじめ、被害者が安心して相談や申出ができる相談窓口を設け、また、公正、中立かつ正確に技術関係の把握や調査を行うことができる体制を築くことが必要である。同時に、そうした手續やルールを条例、規程、指針等で明記し、公表しておかなければならないと言える」のではないかとということであります。

冒頭に申し上げましたように、国もここで義務づけているということもありますので、他の直近の政令された条例を調べたところ、神奈川県開成町の議会ハラスメント防止条例、これが今年6月24日に公布、施行されております。その中で、第5条の調査及び研修並びにハラスメント相談窓口の設置としまして、我々は調査及び研修と同列にこれ相談窓口の設置を第5条の中に織り込んでおることを見つめました。第1項は、我々と同じ書き方なのですが、第2項として、「議長は、別に定めるところにより、ハラスメントに関する報告及び相談に対応しその円滑かつ公正な解決を図るため、ハラスメント相談窓口を置くものとする」という1項を入れてあるのです。私の提案としては、再度これをご検討いただけないかなというところでのご提案です。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 前回の会議では第6条の「議長は、別に定めるところにより」って一文が入っているんで、要望等で相談窓口の規定をすればいいのではないかとというふうになったわけで、改めてこの2項を加える必要はないのではないかと私は思います。だから、それで、委員長が意とする、最初、せんだっての会議で、「議長は、別に定めるところにより、議員によるハラスメントに関する苦情の申し出」という条文があったわけなのですが、あえてここに2項を加えて、「議長は、別に定めるところにより、相談窓口を置くものとする」の第2項を加えなければならないというふうに思ったのはどうなのでしょう。当初の意見では、当初の我々の意思統一の条例というか、ハラスメント相談窓口を置かなければならないって、こうなっているんで、そういうことで2項の条文ですと、「ハラスメント相談窓口を置くものとする」、何か努力規定みたいな感じで捉えられてしまうのではないかと。だから、ここに第2項として付け加える必要もないと私は思います。

○委員長（根本謙一君） 分かりました。

今の委員会の中で、開成町の例としては「置くものとする」ということは努力義務ではありません。

努力事項ではありません。置くことができるようになったら努力義務になります。「置くものとする」ということで置きますよという。条例でそのように職員の皆さんにもちゃんと伝えるということが、要望でそれができたら大丈夫だよ、事務局に言えばいいのだよという話ではないのかと。条例が一番上位ですので、そこに相談窓口がしっかり整えてありますよ。詳細については、要望等で注意深く、その対応の仕方等もつくっていかうということだというふうに踏まえまして、再度提案したわけです。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 改めて繰り返しになりますが、この2項を加えなくても、今までと我々の条例の案で、「別に定めることにより、ハラスメント相談窓口を置かなければならない」という規定にあえて加える必要はないのではないかなと思います。

○委員長（根本謙一君） そうなっていない。それさっき申し上げました。

長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） すみません、今の最新の資料を見ていなかったもので、発言を取り消させていただきます。すみませんでした。

○委員長（根本謙一君） 小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 多分前回、別に定めるところというふうにして手段的なところは後で話そうねみたいな感じだったと思うのです。それで、今回フロー図の案を作ってもらったのですけれども、ここを決めてから議論でいいのかなというふうにするのと、もし例えばこのとおりになるとしたら、どういう相談窓口が出てくるのといったら、多分①の申出書の提出のところのネーミングを相談窓口というふうにすると思うのです。例えばそれをそうしたとしたら、この条文に入れようか、何か話合いついてあるのですけれども、ちょっと一步進んで話すと、もし入れたら、入れたほうが何かもう開いていますよ感はあるとは思いますが、取りあえずこの議論はこっちのフロー図案が終わってからもいいのかなと思います。

○委員長（根本謙一君） 小柴委員の今の意見も一理あるなというふうには考えられますけれども、まずフロー図を作るのは条例があって、フロー図ができてくるので、フロー図があって、足りないから条例とか直そうという話ではないと思うので、そこは委員の皆さんのご意見を伺いたいです。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） 前回の話合いの雰囲気を私思い出すと、第6条をどういうふうに動くかというところは後でじっくり決めようねみたいな話だったのです。だから、今のところは「別に定めるところにより」というふうにしておけば、後でうちはゆっくり考えられるよねというふうにしたと思うのです。だから、どういうふうにするのかというところが決まっていなければ、相談窓口という言葉を使うか使わないかということもまだ分からないのです。だから、そこは臨機応変に考えてもよろしいのではないかと私は思いますが、お任せします。

○委員長（根本謙一君） 小柴委員の意見でした。

事務局から何かありますか。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 実質的に相談窓口を議会事務局に置くというのは、決定事項というか、それを窓口をつくって表現するのか、別に定めるところによりということ、実質的にはちゃんとやるよということにするかはちょっと、前回終わったと思うのです。

今回の話でそもそもなのですけれども、改正上、ここが第5条のところは調査及び研修並びにハラスメント相談窓口の設置ということで一くくりになっていて、第5条が出ているのです、既に。うちの町の場合は、第5条と、それも含めると第6条まで入っているイメージなのですけれども、第5条と第6条で、ただこの第5条も第6条にも相談窓口の設置みたいな方法は出てきていないのですよね、今のところ。なので、例えば第5条と第6条をそのまま生かして相談窓口という文言をどこかに入れるというのも一つのていでしょうし、第5条も第6条も一緒にするような形にして、第2項に改正条文というようにするのも一つの手なのかなと今思ったのですけれども。

○委員長（根本謙一君） 私は、第5条の調査及び研修は、ハラスメントが起きたからどうのこうのではなくて、これはその前にいわゆる実態調査とか、それから現状も定期的にやっていたほうがいいのですよという部分においての規定だというふうに理解するので、事実関係の把握の第6条とは一緒にはできないことではないかなというふうに思っております。

関本次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 委員長が最初におっしゃったように、それは第5条のところの第2項に、広く相談窓口というのも含めて事務局に置くのだよということで、このとおりの文言を入れておくのがいいのかなというふうに思いました。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 今、次長の意見、アドバイスを踏まえまして、開成町の第5条を読みますが、「置くものとする」ではなくて、「置かなければならない」というふうな表現にすればいいのかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員から「置かなければならない」にしてはどうかという。ほかこちらいろいろな提案がありますので、フロー図も併せてしっかり……

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） これも一緒にこの後話しますので。

○委員長（根本謙一君） 以上で最終的にこの条文を第2項となる部分を入れるかどうか、この後検討しながら、最終的に皆さんのご意見をいただいて、整理したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、ここでちょっと10分ぐらい休憩しましょうか。

休 憩 （午前11時25分）

再 開 (午前11時33分)

○委員長(根本謙一君) 再開します。

それでは、先ほどの議論と深く関わってまいります、皆さんのお手元に配付してありますフロー図案と、それからハラスメント申出書、ハラスメント調書を含めて試みのものを作っていただきました。

これについて、まず次長のほうから説明を受けたいと思います。よろしくをお願いします。

関本次長。

○議会事務局次長兼係長(関本 達君) では、皆さんのところにフロー図案というカラーのやつと、あともう一つ、ハラスメント申出書(仮称)ですけれども、ハラスメント調書(仮称)ですけれども、その2枚を御覧ください。先ほどの議論のところを加えますと、カラーのフロー図のところなのですが、真ん中に議会があつて議長と議会運営委員会、そしてそこにどちらにも関係しているという意味で議会事務局って書いたのですが、これがいわゆるハラスメント相談窓口(議会事務局)になるのだと思います。流れとしては、上から下に行くようなイメージで、関係してくるのは被害を受けた職員であったり、被害を受けた議員さん、あとは議長及び議会運営委員会ということで、議会事務局も含めた議会、あとは当局、町、あとはハラスメントを行った当該議員さん、あとは知見を有する方ということで考えたほうがいいのかということちょっとイメージをつくりました。

上からいきますと、まず申出書の提出ということで、ハラスメント申出書というのを取りあえず被害を受けた職員や議員が議会事務局、相談窓口に出す。あるいは門戸を広げるという意味で、町当局の首長のほうにそれを出すということもありにしたらどうだろうと、やり方として。取りあえず申出書のところ、どういうことがあったかというのを書いていただいたのを出していただくというのがまず第1段階だなど。そのときに、相手方に対してこの申出書を基に、さらにその聞き取り調査というか、そういうほうまで進んでいいかどうかということを確認すると。いや、そこまでは望まない、議長にそのことを知っておいてもらいたいのだという意思表示もあるからということで、その段階までで終わるという場合には、希望しないとなれば、その情報として議長に上げて終わりという流れが1つ。そうではなくて、議会事務局によるヒアリングを希望しますといった場合には、この裏のハラスメント調書ということで、より具体的に聞き取りを議会事務局のほうでしていくと。このハラスメント調書というのを作成する、これが②番のところ。議長がなっていますが、議会事務局の職員が被害を受けた議員に対してヒアリングを行うというのが②です。

その次に、議長はその事務を議運のほうへ委任という言葉になるか分からないですけれども、その事務を任せるといふような流れになるかと思えます。そうした上で、今度議会運営委員会は、議会事務局が取ったハラスメントの調書を基に、被害の職員や議員あるいは加害たとされる議員のほうからこれを基に聞き取りを行って、こういうふう被害者は言っているのですけれども、どうなのかとか、こう書いてあることは、議会事務局で聞き取ったこの内容に付け加えることはありますかとか、内容は間違っていないかというような確認をするということです。

さらに、点線でフロー図のところに書いたのが、基本的には議会運営委員会のほうで決めるというふうにはなっているのですけれども、何か助言を求めたりする場合を想定しておいたほうがいいのかなどと思って、例えば町で契約している弁護士さんとか、あるいはそういう知見を有する方、見識を有する方というのですか、そういう方からのアドバイスであったりというのをもらう可能性を書いておいたほうがいいのかなどと思って、ここに入れました。

最終的に議運でその当該ハラスメントをした議員に対しての措置等を決定し、その措置等の決定を議長に報告する、これが⑦番です。

そして、議長が⑧番で、議運からの報告内容を全協で報告する。

その上で、議長が被害者に対して⑨番、こういう措置としますということを被害者に通知し、ハラスメントを行った議員に対して⑩番、議員に対しても措置等の通知をする。あわせて、町職員の場合です。職員ではなく、町職員に対してのハラスメントだった場合には町へ措置等の報告をします。

最終的に措置を実施し、ハラスメントを行った議員の氏名、あと種類等をホームページや議会だよりで公表するというような流れを想定してみました。

このフロー図も全くオリジナルで作っているのですが、真剣に見ていただきたいというか、どこかの参考にしたわけではないので、私が作ったやつなので、ちょっといろいろ意見をいただければというふうに思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。

特に知見を有する方々の助言等の話が次長のほうからありました。先ほど「地方議会人」のコピーを皆さんにお渡ししてありますけれども、中段の後半に意見を聞くことができるようにしておくことが大切ですという提案もされております。「相談や調査等を議会事務局職員が担う場合には、適切に対応できるよう必要な研修を当該職員に受講させておく必要がある。また、相談や調査等を、事務局職員が行うにせよ、議員から構成される審査会等が行うにせよ、必要に応じて弁護士等専門家の意見を聞くことができるようにしておくことが大切である」ということが書いてあります。「弁護士等の相談員が相談・調査等を担うことや、第三者委員会を設置して調査等を行うこともあり得る」と、これはそういう例がほかでも見られることから、こういう書き方をしているのかなというふうに思いますけれども、今のことに関して、事務局、関本次長、この3か所のところからの意見を調査内容の関本次長が直接電話して、いろいろ参考になる点を伺ってきたものをお渡ししてあります。これも含めて、改めて皆さんにもご意見をいただきたいと思います。

まず、フロー図ですけれども、いかがでしょうか。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 事務局におかれましては、しっかりまとめていただきましてありがとうございました。

ちょっと気になるのが、知見を有する方というのですが、通常、有識者とか、有識者（第三者機関）とか、そういった書き方のほうがいいのか。あとフロー図に基づいて要綱等を作成すると思うのですが、行政手続法ではないのですけれども、一番下の欄外に最後まで期間、1か月以内に終わるのか、そういった文言を加えていたほうがいいのかというふうには思いました。

以上です。

○委員長（根本謙一君） よその要綱はなかなか見ることができないので、その期間においてさらにということというのはまだ確認できておりませんというのは、議長としては今の件は特に言っていますけれども、やっぱり私はあったほうがいいのかとは思っておるのですが。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 速やかにという書き方でいいのかと思っていたのですが、弁護士さんとかから聞いた場合どのぐらいかかるのか。例えば、ヒアリングも、加害者と被害者1人ずつしかいないのか、例えば議員8人が聞いていたとなると8人から聞き取りをしなくてはいけないとかというふうになれば、特に若干時間もかかってくると思いますし、それが議運もすぐぱっと今日の明日というふう開催できるのかということもあるのです。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） 私は、期間を入れたほうがいいのかというふうに言ったのは、今事務局のほうからお話があったとおり、だんだらとならないためにも、あえて期間を絞ったほうがいいのかと、こう思ったわけですが、事務局の話聞いて、例えば専門家が知見者の弁護士の場合、弁護士から意見をいただくまでの期間、あとは事案が発生して議運のほうに依頼するための期間、あとはヒアリングのための時間、そうしますと、例えば1か月の30日以内とか、2か月以内とか、そういった期間は決めにくいなと思ひまして、やっぱり行政用ではないのですが、速やかにみたいなことで、あえて期間は載せなくてもいいと思います。要綱で速やかにというふうな規定を設ければ、ああいうところのフロー図のほうに処理期間を載せなくてもいいかなと思います。すみません。

○委員長（根本謙一君） 皆さん、川越市に行ったときに、あそこは要綱を出してくれました。柏市は要綱ができなかったと。ほかの事例を見て、要綱を早めにつくるけれども、要綱までは出てこないのです。今の速やかにという言葉を使って、確かに川越市はやっています。速やかに。今の意見は再確認できてよかったなというふうに思います。

ほか何かありますか。このフロー図、それから申出書、調書に関して。

長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） 私、これぱっと見た瞬間、やっぱり上から下のほうに行ったのがちょっと理解しやすいのかなと思ったのです。これは例えば左から右に流れるようになる、あと上から下に行くような感じですよ、流れていきます。上から行くというのも同じなのですが、先ほど言ったような柏、これらはよく分からないのですけれども、柏市議会におけるフロー図というのを前に頂いたのですけれども、何か上からも下に流れていったら流れがいいのかなと思ったので、ここはこういう形で

も詳しくていいのはいいのですけれども、どちらかというと、これも上から下に流れるような形なので、何となくどういうふうな順番で行くのかというのが①とか②の番号だけではなかなかちょっと分かりづらいのかなと、ぱっと見た瞬間、そんな感じを持ちました。

一応様式的には、特段それでも私は悪いとは思いませんが、ただ1点だけ申し上げますと、③番の事務を議運で委任という形なので、私思ったのが調査及び確認を議運へ指示でもいいのではないかなと思うのですが、その辺委任という、任せるというのもあれなので、調査をなさいたいという形で指示というちょっと強い形になりますけれども、指示でもいいのではないかなという意見でございます。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 今、長嶺委員がフロー図のことで柏市の例を言われたと思うのですけれども、これは簡略化してできていると思っているのですけれども、ただこれをイメージしながら、より細かく仕上げたというふうに私は理解しています。

その次、最後に皆さんにお示しするときには、この部分はこの要綱のここに当たりますよみたいなこともここに付け加えると、なお分かりやすくなっていくかなというふうに思っています。

それと、あともう一点は、議長から議運へ委任というふうになっているところを指示にしてはどうかという提案です。これ実はちょっと調べましょうね。調べる必要があるでしょう。私は指示でいいのかなと思うところもありますけれども、ただ根拠のある、イメージだけでいじってはいけないと思いますので、どういう言葉がふさわしいのか、これ調べたいと思います。それでいいですね。

では、長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 他の委員のほうから上から時系列に変えたほうがいいのではないかというようなことのお話でございました。これもこっちが事務局で作っていただいたフロー図も時系列になっていて、改めて丸数字で順番が時系列的にも見えて分かるのかなというふうに思ったのですけれども、ただ先ほど③の議運へ委任というところ、事務局からの説明で委任ということはどうなのかわからないのだけれども、こういうふうに取りあえず書きましたということだったので、調査で一番適切な言葉を入れればいいのかというふうに思いました。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 横山委員。

○12番（横山知世志君） 非常に見やすいなというふうに感じましたので、特に問題ないかなというふうに思います。

○委員長（根本謙一君） 鈴木委員。

○11番（鈴木繁明君） 柏市のフロー図を見比べてみますと、うちのほうの事務局次長のはしっかりしているのではないかなというふうに思います。これでいいかなと思います。

○委員長（根本謙一君） ほかにありませんか。

[「ほかのことで」と言う人あり]

○委員長（根本謙一君） いや、このフロー図についての。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 付け加えます。事務局が作っていただいた①の下の米印なのですが、終了と次のステップに進む内容ですが、柏市役所のやつをちょっと参考にするともっと分かりやすくなるのかなと思った次第なのですが。

○委員長（根本謙一君） どこ、どの部分ですか。

○5番（長嶺一也君） ①の下の米印2つ、終了の部分と次の米印が次のステップに移る部分なのですが、それを柏市のフロー図のように若干ここのところを入れてしまうと、終了と次のステップに行く流れが分かりやすいのかなというふうに思いました。

○委員長（根本謙一君） 次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 申出書でこれ以上望まないよという場合は、ここで終わるよというイメージが分かりやすいようにということですかね。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） 今も伺ったとおり、ヒアリングを希望しない終了と、あと次のステップに行く場合はこうなのだよというようなのがこの米印の文章だけではなくて、ちょっとフローチャートの図形に入れ込んでやったほうがいいのかというふうに思いました。

○委員長（根本謙一君） 関本次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） では、ちょっと工夫して、そういう場合とそうではない場合という流れを分かるようにちょっと考えてみます。

あともう一つ、条文を書くというのは、あくまでも今この別に定めるという要綱に、本当は要綱があつてこのフロー図を作るのでしょけれども、イメージを先に共有したいということでフロー図を作ったところだからなのですけれども、これに基づいて要綱というのですか、今からつくる要綱の条文を入れるというイメージですか、それとも条例の第何条という形になったものを。

○委員長（根本謙一君） そうそう、それです。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 条例の第何条という話になると、出てくるのは第5条とか6条とか7条、これぐらいですか。

○委員長（根本謙一君） 下のほうには措置も出てくる。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） そうすると、それは7条です。6条と7条ぐらいしか入ってこないのかなと思うのですね、条例から引っ張ってくると。

要綱になると、最初に申出書がどこだよとか細かく入ってくる。本当は条例の第6条と要綱の第8条だよとか、関係みたいになるのですけれども、ちょっとそこがごちゃごちゃとなってしまうところですよ。

○委員長（根本謙一君） それはそうしたほうがいいというのではなくて、それをすることによって、これはどこでも確認できるので、ちょっとやってみたらどうかという提案です。

長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） 委員長の提案は、わざわざこのフロー図に落とし込まなくてもいいと思います。予定でごちゃごちゃとなって、要綱の何条とか条例の何条とかと、こうなってしまうと、何か分かりにくくなってしまいますので、フロー図なので、条項の第何条というのは入れなくていいと思います。

○委員長（根本謙一君） 要綱は入れていませんから、要綱は入れていなくて条例のほう、条例の何条はこれだというふうに入っていると、なお理解しやすいのかなというふうに捉えたのです。

関本次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） では、ちょっと検討してみます。

○委員長（根本謙一君） では、小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） 結局さっき関本さんが言っていましたけれども、議会事務局（相談窓口）にするのか、相談窓口（議会事務局）にするのか、そこが決定し次第、先ほどの条例のところを最終決定になっていくのかなと思います。

○委員長（根本謙一君） すみません、皆さんにお諮りすることをうっかりしていました。

この協議は、この部分で協議が終わるため、延刻したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 失礼しました。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） というのと、要綱が決まり次第、フロー図に少々落とし込むとか省くとかあると思うんですが、要するに、議会事務局（相談窓口）にするのか、相談窓口（議会事務局）にするのか。

○委員長（根本謙一君） 今、小柴委員からの意見は、フロー図のところの事務局……ここは事務局って出ているか。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 今の小柴委員の話なのですけれども、やはりハラスメント相談窓口というのがあって、それが括弧で議会事務局になっているという言い方がいいと思います。

○委員長（根本謙一君） そういうことで小柴委員、それは了解いただけますか。

○2番（小柴葉月君） いや、私は別にどっちでもいいのですけれども、どっちにするのかを聞いたかったので。

○委員長（根本謙一君） では、先ほど提案させていただいた第5条の第2項に入り込むということによろしいでしょうか。異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、そのように決定したいと思います。ありがとうございました。

そのほかのところでご意見等ありませんか。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） なかったら、この件についての協議はこの辺で終わりたいと思います。

〔「もう一点」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 知見を有する方という部分が有識者でいいのではないかということについての委員会としての認識というのもまたよろしくお願いします。

○委員長（根本謙一君） 失礼しました。

今、長嶺委員からの提案です。知見を有する方というところを有識者、書き方はいろいろあると思います。これ事務局のほうでしっかり押さえていただけると思うので、ではそれを条例の中に入れるか、条例の中に入れなくていいのか。

小柴委員。

○2番（小柴葉月君） そちらの要綱を作成する際に、最後見直せばよいかと思います。

○委員長（根本謙一君） そうすると、条例はこのままにしておいて、要綱の中でそれを入れておけばいいのではないかというご意見ですか。

○2番（小柴葉月君） それは要綱を決めるときに決めればよいと思います。要するに今これしかないわけです。これと条項しかないではないですか。では、要綱には何を書くのか、要綱に何がのっているか私たちは分からないのです。だから、そこをまず作成しないと、その3つのつながりというのを構成ができないので、まずはこの段階で取りあえず概要はできたのか、要綱をつくって、もうちょっとグレーなところをはっきり白黒つければよいのではないですか。これだと、まだ分からない、それを問われても、まだその材料だけでは構成できないと思います。

○委員長（根本謙一君） 今言わんとするところは分かりました。では、そのようにしておきますか。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） このフロー図の中でも、今の条例案に基づくフロー図ということで、情報が確定した時点でこの条文に落とし込む要綱は整理しましょうということによろしいかと思います。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員から今意見をいただきました。これに異議ありませんか。ないですね。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、そのようにしたいと思います。

ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） なかったら、午後1時まで昼食のため休憩といたします。

休 憩 （午後 零時05分）

再開 (午後 零時58分)

○委員長(根本謙一君) それでは、午前中に引き続き、午後の議会改革推進特別委員会を開催したいと思います。お疲れさまですが、いましばらくご協力のほどお願い申し上げたいと思っております。

それでは、午前中に引き続き議論を進めてまいりたいと思います。午前中に最後のところで、フローチャートの話になりましたが、2点ほどさらに詰める必要があると思います。事務局からも話ありましたように、措置の部分、調査を進めた上で、最終的に措置の中身を決定した際、⑥番目で公表するかを含めて、深い議論はしてきておりませんでしたので、大事なところだということなどで皆さんに再度の一人一人の考えの下に議論を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

長嶺委員、どうぞ。

○5番(長嶺一也君) ハラスメントが発生した場合に、こういう場合はこういう措置、こういうときにはこういう措置というのは、なかなか個別に今の時点で具体的にはちょっと決められないのかなというふうに私は思いました。

○委員長(根本謙一君) 長嶺委員の意見がありました。まさに、そのとおりだと私も思っております。何か事が起こってから取り組んでいるところも当然ありますけれども、多くはない中で、やはり防止策として抑止力を働かすという制定の在り方が多いようです。ですから、どういう公表の措置の在り方、提案によっても変わるのかということで、いろいろ使ってすると切りがないのですけれども、やはり参考になるものがないというのが現実。決定というところも3か所の議会の事務局に問い合わせ、この点についても少し伺ったところがあるのです。ただ、実際には起こっていないので、具体的な示唆や提言が受けられなかったというのが現実かと思えます。

事務局からこの点について何かご指摘の点があれば。

○議会事務局次長兼係長(関本 達君) 特にありません。

○委員長(根本謙一君) ないですか。

○議会事務局次長兼係長(関本 達君) はい。

○委員長(根本謙一君) そういう中で、なかなか難しいところはあるのですけれども、現時点で皆さんはどんなふうなことをお考えか。

長嶺委員。

○5番(長嶺一也君) こういう場合はここまで、こういう場合はここまでというような、しゃくし定規で計れるものではないので、どういうハラスメントがあったとしても、全て公表しましょうというふうに決めたほうが、すっきりするのではないかなと私は思います。ですから、ホームページ、議会だよりに公表とありますけれども、報道機関への内容まで含めてハラスメントの度合いは関係なく、ここまで公表しますというふうな、すっきりとした決め方がいいと思います。

○委員長(根本謙一君) ここまで公表しますという、例えばどこまでという。

○5番（長嶺一也君） 町の公表、マスコミまで、要は……

○委員長（根本謙一君） いや、内容、内容。内容を全ていわゆる指導したのか、次長が助言されたとか、その程度で決まったとかいろいろありますよね。

○5番（長嶺一也君） はい。

○委員長（根本謙一君） そういうところも含めて公表するのかという、表に。

○5番（長嶺一也君） 全て。

○委員長（根本謙一君） 内容は全て出すという。

○5番（長嶺一也君） はい。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） 条例によって、議員のハラスメントの抑止力が高まったという話などを視察研修のときにもお聞きしました。それは公表部分もここまでやるのだということは議員に対して言うておけば、抑止力がさらに高まるのではないかなというふうに思います。

○委員長（根本謙一君） 以上が長嶺委員の意見です。

ほかはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） もう少し私から言えば、フロー図の一番下にある「ハラスメントを行った議員の氏名、ハラスメントの種類等をホームページ、議会だよりにて公表」となっておりますけれども、内容に関して全て公表していただくというふうに理解していますけれども、ほかの方は。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） 措置を考えていたのですけれども、こういうふうに順を追ってやっていかないと、ちょっとまだイメージがなかなかできない。今って公表のことを言っているではないですか。中身は公表ではないですか。流れを追ってやっていかないと、なかなかイメージができないなと思って、話が進まないのかなと思います。ちょっと広過ぎてしまって。

○委員長（根本謙一君） 流れのテーマですか。

○2番（小柴葉月君） だから、措置が始まるのというのは措置自体ですよ。そうすると、⑤、フロー図でいうと、措置の件といたら⑥か、⑥以降です。

あと柏市のフロー図を私持っているのですけれども、ちょっと置いてきてしまったなと思ったのですけれども、柏市は要綱も上がっていましたよね。

○委員長（根本謙一君） 要綱は川越。

○2番（小柴葉月君） 川越ですか、フロー図は柏が持っている。

○委員長（根本謙一君） そうです。

○2番（小柴葉月君） 要綱は川越ですか。

○委員長（根本謙一君） 柏市は、要綱がまずない。

○2番（小柴葉月君） 川越の……

○委員長（根本謙一君） 要は、ハラスメントが起こったら第三者委員会をつくるというふうになっている、自動的に措置があると。ただ法的根拠がないもので、こういうことをやられてしまうのは問題があるという高嶋先生の意見でした。ですから、我々もちょっと悩んでいるところで、時間がかかる、予算は当初予算で計上するわけにもいかないの、一定の期間がかかってしまうという問題がある。

○2番（小柴葉月君） その場合に要綱をちょっと見たいのですけれども、いかがですか。

○委員長（根本謙一君） どうでしょう。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） ちょっと待ってください。

〔「休憩して」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 休憩します。

休 憩 （午後 1時30分）

再 開 （午後 1時33分）

○委員長（根本謙一君） 再開します。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） そうしますと、我々がつくった第7条の公表等、そこに沿ってやっていくというのがよろしいかと。つまり例えば1行目に「議会運営委員会の調査」とあるのですけれども、調査とは何なのかとか、あと当該ハラスメントを行った議員に対して指導とは何なのか、助言とは何なのか、注意とは何なのか、その他必要な措置とは何なのか。最後に、今話に上がっていた氏名その他の公表とは何なのかというのを1つずつやっていったら話もスムーズに進むのかなと思います。

○委員長（根本謙一君） 小柴委員からの提案です。

では、この提案に沿って1つずつ詰めていきますか、文言を。どうですか、終わるまで。賛同されれば、そのように進めてまいりたいと思いますが。

荒川委員。

○3番（荒川佳一君） まずはそれで進めてもらって、それでやっていかないと、全部まとめてというと、なかなか難しいというか、判断がつかないものもありますので、順を追って一つ一つ進めていったほうが分かりやすいのではないかなと思います。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） 一つ一つ決めていくというのは、調査とはどこまでの調査なのか、どういう調査なのか、指導とは何ぞや、助言とは何ぞやということを要綱に落とし込んで進めるというお考えでしょうか。

○委員長（根本謙一君） 小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 私は、あくまで今の委員長の進行の仕方について言っているわけであって、ただ言うだけなのです。そこで、長嶺さんが今言ったことについては、それは多分みんなで議論した上で、ではこの部分は要綱で書こうとか、この部分は条例のどこかに付け足そうとかとかという話が出てくると思うので、まずこの措置のところという、公表等のところを深掘りしていかないと、要綱というのものなかなかつくれないよねという今段階なのではないのかなと思うのです。だから、今の上げ方だと、数字についてどう思いますかと言われてしまうと、広過ぎてしまってなかなかイメージが湧かず、長嶺さんが今言ってくれたのは公表の部分なので。それがいっぱい上がって、それをやっぱり1個ずつクリアしていかないと発言もなかなかしづらいし、進行もなかなかうまく進んでいかないかなというふうな進行についての問題提起です。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） 議運に指導なりをお願いして、あとは議運の調査にもう委ねられて、それでいろいろ関係者からもヒアリングして、当該議員に対して指導といいますか、助言するようにしたというふうなことで、あんまり具体的に条例で縛りをかけてしまうと、柔軟な議運の調査の運営ができないのではないかなということをお聞きします。

○委員長（根本謙一君） ちょっと待ってください。長嶺委員の言われていることは分かりましたけれども、今小柴委員の提起は、私の進め方、ちょっと大きくくりで、いわゆる議運の調査が中身がどうなるかとか、指導、助言、注意に対して、これの措置はどういうことを意味しているのかなというの、さっき言ったように詰めておかないといけないのではないかなということだと思います。

私は、それらを信じて、公表の中身についてどこまで公表するのか、公表するか、しないか、そのところの議論はまだしていませんでしたよねというところで、そこに特化してお尋ねしたつもりなのですけれども、だから進め方としてどうなのだとこのところで意見を出しにくいという意見がありましたので、次長、そういうことでいいですか。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） ちょっと休憩します。

休 憩 （午後 1時40分）

再 開 （午後 1時41分）

○委員長（根本謙一君） 再開します。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） ごめんなさい、私、最初に措置についてどう思いますかって振られたと思って、その中で長嶺さんが公表についての部分を言い始めたと思ったのです。でも、今委員長が言っていたのは、その中でこの場合について話を伺いたいですって言っていたので、私はそれだったらそれでいいと思います。

○委員長（根本謙一君） 私、それだと思って言っていましたけれども。

○2番（小柴葉月君） ごめんなさい。私がちょっと捉え間違えました。

○委員長（根本謙一君） では、いいのですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） それでは、そういうことをご理解いただいたということで、公表の部分で事務局で調べていただいた、問い合わせさせていただいた3か所、川越市議会、筑紫野市議会、それから柏市議会というのがあるのです。柏市では、基本全て公表するというふうになっています。また、同じところで氏名の公表のみとも言っているのです。これどうなっているのか、柏市は。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 事実的にはということで、要は何の措置を講じたとしても、もう氏名は公表しますよという話でした。やっぱり自治体によっていろいろ異なっていて、私たちの第7条というのも何か見方によっては、いろいろ取れるようなふうにも見えて、要は指導、助言、注意とかという、助言をしたときでも氏名の公表をするのか、あるいはそのくくりと氏名を公表するというくくりは全く違うのかというのがこの条文からなかなか読みにくいのかなと思っても、提案というか、ある程度認識を共通しておかないといけないのかなと思つての話でしたので、どうなのでしょう。その議員さんに助言をしましたということを公表するのか、その氏名の公表等というところで、例えばパワーハラスメントでこういう事案があつて、この議員に対してこういう助言をしました、注意をしましたという公表をするのか、それとも注意とか指導というのはあくまで公表しない対象で、それよりひどい何かのときには氏名とかハラスメントの種類とかを公表するという意味なのか、どちらにでも取れてしまうのかなというふうに思ったので、そこら辺を深掘りする必要がまずあるのかなというところの皆さんのまずご意見を得るところです。

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。

ほかの事例も見ていたら、白河市では、第三者委員会等の意見を伺うということになっているようです。

我々が参考をしているところの筑紫野市議会では、ハラスメント防止条例が制定後、ハラスメントの公表もまだ行っていないので何とも言えないと。それから、必要な措置とは何ぞやというところで、やはり我々と同じ、議長からの指導、助言、注意があるというところでは、それから、判断基準はということで、これは議運の判断によるけれども、判断基準があるわけではない。

柏市においては、必要に応じて改めて起きた状況だとかを記載して公表、本人のプライバシーの確保とかに十分配慮する条例。それから、その他の必要な措置というところでは、基本全て公表すると、これはどういうことなのか。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） それは、指導、助言とか氏名の公表だということではなくて、もうハラスメントがあれば基本全部公表するものという、その全部というのは氏名ですよ。

ただ、ほかの自治体は氏名だけ載せられても、その議員の方が何をしたのかが分からなければ、何

の公表にもなっていないでしょうということ、やはり例えばハラスメントの種類であったり、可能であればその状況というのをある程度書き加えないと、公表した意味がなくなってしまうということを行っているのだと思います。

〔「委員長、いいですか」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） ちょっと待ってください。

以上が事務局で直接問合せして確認していただいた内容です。

○5番（長嶺一也君） どこまで公表するかというのをここで決めても、例えばセクハラ、パワハラ、ハラスメント行為をやった議員に対して、問責決議なんかが出た場合、ハラスメント行為が一連でこういうことをやったということを出ているので、ここで決めてもあんまり意味がないことだと思います。条例で指導、助言、その他の必要な措置を氏名公表をして、その他の公表をしなければならぬというふうな規定でもう十分かなと思いますが、私がそういった行為を行った議員に対しては問責決議ということで提案した場合、川越市の議会広報のコピーも見たと思うのですけれども、いつ誰々議員がいつ幾日、誰々に対してこういうハラスメント行為を行ったというのが書いてありますので、それでもうすっかり指導までの措置を行ったといったとしても、問責決議が出れば、もう全部公表するような形になってしまうので、この条例、規則の中で公表の打合せというか、規定を落とし込めたとしてもあんまり意味がないことだというふうに私は思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 問責決議、確かに一つの在り方だと思う。当然自動的に公表していると同じですね。ですから、それはもう外に出さなければならないほどの事態だったのだなというふうに思います。指導、助言というと、そこまでいかない、もう注意程度で終わっても、こういう事例があれば公表しますよということにいくのか、やっぱりそこかなというふうに考えているところです。あとは皆さんからご意見いただいて、整理していきたい。

横山委員。

○12番（横山知世志君） 第7条で「ハラスメントが確認されたとき」ということをうたっていますので、要はハラスメントがあったのだということを前提に、あとあるように、弁護士、その他公表しなくてはならない、これでいいのではないかと、私はこれで注意を入れたかとか、助言を入れたかとかになって、ハラスメントされたのは事実なのですから、それは公表していくべきだと思います、すべき。

○委員長（根本謙一君） すべきですね。

○12番（横山知世志君） はい。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員も基本的には全て公表すべきだということですよ。

○5番（長嶺一也君） 補足します。

議運で調査した結果を全協で報告すると思うのですけれども、全協で報告するにはハラスメントを

行った議員、いつ幾日にこういう行為をやったのだよというような報告になろうかと思うのですが、それを聞いた議員が、ではこれは問責決議に該当するから、本会議のときに問責決議するというような判断ができるかと思しますので、今、私は基本的には公表なのだけれども、条例に書いてある内容だけでいいのかなというふうに思います。

ただ、横山委員との考えは同じです。

○委員長（根本謙一君） 小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 問責決議というのは、今回のハラスメントの事件ではなかったですけども、あの事件であったようなことですよね。

○委員長（根本謙一君） そうです。

○2番（小柴葉月君） それは措置ではないですよ。それは措置ではないです。話が違うのです。それは措置ではない。

○12番（横山知世志君） だから、問責云々ではないの。

○委員長（根本謙一君） 次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 今議運で報告というのは、措置が決定した内容を議運が議長に報告して、議長が全協に報告するときには、もう誰々議員がこういうことをやったので注意したということを公表しますとかということを全協で皆さんに報告するので、それを受けてどうこうという話ではないのです。

○委員長（根本謙一君） そこは全く切り離して考えなければならないですが。

小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 公表についてなのですけども、去年の事件を振り返るとイメージがつきやすいかなと思うのですが、例えば議運で決定したことを全協の報告するとか、あとはその後に議会から町へ通知の報告をするというのがあるのですけれども、そこをうまく使えないのかなと思っていて、その報告事項には大体内容等、今後どうするかというのが書いてあるので、名前を言えばその方の氏名と、あとはどういう事件なのかという内容と、結果、こういう措置、指導ですとか、助言ですとか、注意ですとか、あとは最後に、今後議会としてこうしますみたいなのが1つにまとめてちゃんと出して公表すればいいのかなと思います。

○12番（横山知世志君） そこまでいっていないな。公表の内容を決める話でしょう。

○委員長（根本謙一君） そうそう、今日はそうですけれども、でも小柴委員にとっては、そこまでいつての……

○2番（小柴葉月君） 公表の範囲に関して言うと……

○委員長（根本謙一君） もっと最後付け加える。

小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 公表の範囲だというのであれば、ハラスメントだと認められた、ハラスメン

トではないと認められた、ハラスメントだと認められたものの話が全てだと私は思っています。多分ハラスメントと認められたものについて、どこからどこまで、ここからは公表だし、ここからは公表しないという基準を決めるという話だったら、私それ知らなくていいと思うのです。

○委員長（根本謙一君） 今のこと、関連ですか。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 関連でよろしいですか。

○委員長（根本謙一君） では、関本次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 第7条で3行目のところに「又は」とあるからちょっと私も分からなくなったのです。「指導、助言、注意その他必要な措置を講じ、ハラスメントを行った議員の氏名」となればいいのですけれども、そうなればもうやったらそのまま公表だよというふうになっているのですけれども、ここに「又は」と書いてあると、何のことだかちょっと分からなくなって、氏名を公表する場合とそうでない場合があるようにも捉えられてしまう。もし「又は」がなければ、今小柴委員が言ったように、そういう事実があってこういう内容だよというのをそのまま公表すればいいだけの話なので、と思ったのですけれども、なのでこの条文を分かりやすく書くか、もしくはそういう難しいと思うのですけれども、基準をつくるかのどっちかになってしまうのだと思います。

今、大半の意見は、こういうハラスメントがあって、議長からこういうふうに指導しましたよとかということ、すべからく公表するという流れであれば、この「又は」という文言を取ったり、違う言い方をすればいいのかなというふうに思います。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） 今の関連で。では、「又は」を削除しまして「措置を講ずるとともに、当該ハラスメントを行った議員の」というふうに、「講じ」ではなくて「講ずるとともに」としたほうがいいかなと思います。「講ずるとともに、当該ハラスメントを行った議員の氏名その他の公表をしなければならない」。

○委員長（根本謙一君） 事務局からの問題提起で、今のところの「又は」があることによって、大変理解しづらくなっている、紛らわしい言い方になってしまっているというところで、長嶺委員からはこの「又は」を削除して、「講ずるとともに、当該ハラスメントを行った議員の氏名その他の公表をしなければならない」というふうにしたらどうかという提案でした。これに対して。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 星委員。

○8番（星 次君） 私も、このほうが理解しやすいのではないかというふうに思います。

○委員長（根本謙一君） ほかの委員いかがですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 櫻井委員は。

○1番（櫻井幹夫君） 特に異議はありません。

○委員長（根本謙一君） 事務局次長、こういうことで少しすっきり整理できますか。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） はい。

あと1つ、「ハラスメントが確認されたときは」というのは、具体的な話になってしまうのですが、議運で調査をします。被害者からこの人にこうされました。誰も周りにいません。あるいは電話で1対1ですか、加害議員のほうから聞いたら、いや、俺はそんなつもりではないとか、言っていないとか、そういったことが分かりますと、被害者と加害者は1人しかいない。確認された言葉というのは、個別具体的な話なのですけれども、議運に回されると、なかなか被害者1人、加害者1人なんていうと、視察に行ったときに聞いた川越の話でも、ハラスメントに認定されたのは、目撃して他の方がいて、立証されたときだよみたいな話だったのではないですか。何件もあったハラスメントのうち、ハラスメントとして認定したのはそのうちの何件でしたみたいな話があったのですけれども、要は目撃者とかいらっしゃる場合にはそういう認定もしやすいのかなと、議運のほうで。ただ、確認されたときはというのは非常に重いなと思ひまして、ここでの議論かどうか分からないですけれども、実際そういう事件が起きてみないとと言ったらおかしいのですけれども、そういうふうにならないと分からないところではあるのですけれども、目撃者がいないときは結構難しいかな、被害者も加害者も1人ずつしかいないような場合。俺も見ていたよみたいな場合だったら、いろいろあなたはやっていないって言ったって、何人も見ていましたよとかという話ができると思うのですけれども、なかなかここが難しいのかなと思ひます。

○委員長（根本謙一君） これは1年前からいろいろ議論になった留意点だったというふうに思っています。よその事例も見ていますのですけれども、有識者、いわゆる専門家筋からすると、時代的に厳しくなっているのと、より厳しくなっているのと。それを踏まえて、議会はしっかり対応した法整備をする必要があるのですよということですから、我々委員会の中でも出ていますように、受け手の覚悟が大事でしょうということ。客観的な見方、それから、いわゆる当該、加害者という言い方はちょっと控えたいと思ひていますが、私はそんなことをやっていないといえば済む話ではない、受け手がどう思ったかが大事でしょうという、たしかこの中でも議論になって、そうだよねというところに気持ちとしては、認識としてはいつているというふうに考えれば、今のところ、そこに入ってくると、まずは被害者を尊重するという意味で、我々は考えていったほうがいいのかというふうに思っています。

横山委員。

○12番（横山知世志君） 今ほどの次長の言うような場合は、要は確認されていないわけです。その時点で見た人がいない場合は、お互いに平行線になって確認できていない。だから、そういうふうにつける声があったよ、注意してくださいよという部分であって、それは確認されていないのだから、それは公表する必要はないだろうというふうに私は確認していたのだが。

○委員長（根本謙一君） 今の話は、確認されたときは……

○12番（横山知世志君） だから、確認されて公表したけれども、今のように曖昧で、どちらも平行線で誰も確認されていないわけですから、それは公表しなくてもよいかなど。公表する段階ではないというふうに私は思います。

○委員長（根本謙一君） 議運の中で確認されなかったという結論を出せるかなというのが、ちょっと今の意見を伺って思うのです。というのは、いわゆる申出書がありますよね、私はこういう悩みした、誰々ということで答えている。調書もちゃんと取って、それを議運に提出するわけです。それを踏まえて、しっかり事実確認をしていかなければならない。いや、それはハラスメントとは言えないとか、なかったというふうに言えるようなことになるのか。

○12番（横山知世志君） そういうふうにしかならないのではないですか。

○委員長（根本謙一君） それはやっぱりどうですか、今のところちょっと難しいところがある。
星委員、どうぞ。

○8番（星 次君） 第7条の公表は、あくまでも議会運営委員会で調査して、その結果、確認されたときなので、横山委員が言っているように、確認された、されなかったときはこの第7条は適用にならないのです。だから、それが公表ではないというような理解していいのではないかって思うのです。なかなかその辺が……

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） その関連ですけれども、議運のほうに出したけれども、もう両者とも平行線をたどる。そうすると、議会としては被害に遭ったと思われる方に対して、確認できないから公表はすることはできませんよというふうに事前に言うのかどうか分かりませんが、それで本人が腑に落ちなかったら警察のほうに訴えると思うのですけれども、そうしたら警察の捜査で、警察がその事実関係を調査して、ああ、やっぱりハラスメント行為があったよと。そうなれば、議運としても警察が認めたのだからということで公表の対象に確認できるというような流れに持っていけるのかなというふうに思います。

○委員長（根本謙一君） 今の関連、関本次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 警察は、ハラスメントに関しては原則、何も言わないと思います。傷害事件とかだったら別ですが、ハラスメントの種類によっては、警察は不介入だと思います。

○委員長（根本謙一君） これは職員としての、あと方法論としては直接県の人事委員会に訴えることもできますし、これ以外にも言える。それ以外は、しかるべき第三者的な弁護士事務所、かかる場合は指定して、そこに相談窓口があるというのもあるのですよね、事実関係では。そういうところがありますよね、県レベルでありますよね。ですから、一概に警察に行って、それは傷害事件だったということですが、一回警察ということはちょっと考えにくいですが、それはかなり一回警察まで行って調べましたけれども、それは今回のそこまではいなくて……長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） 私もいきなり警察って言いましたけれども、警察以外のそういった相談窓口の機関が町議会以外にもあるはずですので、そちらのほうへ相談した上で、その機関がどう判断するかによって、また議運で検討していくということによろしいかと思います。

○委員長（根本謙一君） 横山委員。

○12番（横山知世志君） 今、何を検討しているのですか、議運のほうで。

○5番（長嶺一也君） 議運で検討するのは、つまり別の機関がハラスメント行為ということを確認した場合、その場合、議運でも、議運単独ではハラスメント行為の認定はできなかったけれども、また別な機関のところで認定したから、では議運のほうでも、ではハラスメント行為があったと認められるというような話もできるかと思いました。

○委員長（根本謙一君） 横山委員。

○12番（横山知世志君） 今、何て言いましたか。

○委員長（根本謙一君） 横山委員。

○12番（横山知世志君） その前。

○委員長（根本謙一君） いえいえ。

〔何事か言う人あり〕

○12番（横山知世志君） 今の話とちょっと違うと思うのです。最初に、まず議会運営委員会で調査をするわけです。ハラスメントが認められたとしても議会運営委員会の人を基に、ではあったのだというふうにはできないと思うのですが、その点は私は難しいと思います。ただ、公表はしてもいいのですけれども、再度議会運営委員会が認定するというのは私はおかしいかなと思います。

○委員長（根本謙一君） これは決める話ではないと思うので、そういうご意見があったというふうにとどめておきたいと思います。

小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 今の話をまとめると、フロー図の⑤から⑥にかけての話だと思うのです。⑤までやって、ハラスメントと確認されたら、確認されなかったらここまで。しかし、要するに2人しか知らないことが多くて、事実かどうか私たちも確認はできないと。多分それを確実に、まだ確定していませんけれども、第三者機関を入れると思うのですよ、弁護士に聞くよとかという行為、専門家に頼っても事実は分からない。では、これは不認定となります。でも、議会としてはやはりそういう声が上がっているということをやんと肝に銘じなければいけないと思うので、在り方を見直すべきと捉えて全体共有をして、誰とか伏せたりとか、伏せなかったりとかして、個人だったりとか、全体というか、議会に注意喚起をして、気を引き締めなよ、具体的にはこういうときにはこういうふうな気をつけろよみたいな感じで共有をするみたいなところは必要かなと思います。声を上げた人の声は無駄にならないようにしなければいけないなと思っています。

○委員長（根本謙一君） 横山委員。

○12番（横山知世志君） そのとおり。

○委員長（根本謙一君） そのとおりだと思います。

長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） 先ほどもう一度議運のほうで調査というのは横山委員のおっしゃるとおりだと思います。改めてそれでこのフロー図を見た際に、④、あと⑨に被害者と書いてあるのですが、これは被害者ではなくて申出書の提出者というふうに直すべきかなと思ったのですけれども。

〔「④はそうですね」と言う人あり〕

○5番（長嶺一也君） 被害者のほうは、申出書提出者というふうに直すべきかなというふうに思いまして、今の議論を聞いた上でフロー図を見直したところ、被害者かどうかはずっと調査しないと分からないと思うので、だから⑨でも確認できなかつたら、被害者ではなくて、申出者に対して、そして確認できなかったですよというふうに通知するわけですので、被害者を申出書提出者というふうに直したほうがいいのかというふうに思いました。

○委員長（根本謙一君） このことですが、関本次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 今のところは了解しました。

この上のところはどうでしょうか。最初、私、被害を受けた職員、議員とか、あと右がハラスメント、ここは加害議員とかって最初に書いたのですけれども、ハラスメントを行ったであろう議員なのですけれども、あまり長くするのもあれだと思って、被害を受けたというのを申出書を提出した職員、議員とか……あんまり分かりにくくなってもあれなのかなというところはあるのですけれども。

○委員長（根本謙一君） これは、柏市は相談者となっていますね、相談者。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 相談者にしますか。

○委員長（根本謙一君） そのほうが。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） ここでいう「ハラスメントを行った議員」は何て書いたらいいですか。

○委員長（根本謙一君） 該当議員。では、その辺改めまして、これでよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） そのようにします。

次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 今、小柴委員のほうから指摘してもらった⑤番から⑥番の流れのところ、確かにフロー図自体は何か措置をする前提で書いてあるわけです。措置を行わない場合に、要は確認されなかったけれども、議会全体として周知をしたり、そういう流れが必要でしょうということで大筋いいかなというふうになったと思うのですけれども、それもこのフロー図に落とし込むようなイメージですか。その場合はいろいろ出てくるなと思ったのが一つなのですから、もしくはそういうフロー図の書き方とか、その場合を消して、1個のフロー図にまとめようとする、

なかなかごちゃごちゃになるなというのを思ったのですけれども、フロー図は多分その要綱をつくっても、要綱の参考資料的な扱いになると思うのです。ハラスメント調書と申出書までしか書かないと思うので、それを分かりやすくすものなので、あんまりここにごちゃごちゃ書き過ぎてしまうと分かりにくい。だから、例えば確認が取れてそっちまでいった場合のフロー図ですよとか、確認はできない、あるいは被害があったというけれども、確認までには至らなかった。でも、それは何にもなかったということではないので、こういうことをこの町ではやっていくのですよというのがフロー図で、今、小柴委員が言ったような流れが分かったほうがいいのかというふうに思ったのですけれども、それはフロー図はちょっと考えていきますので。

○委員長（根本謙一君） 確かに小柴委員の問題提起は大事なところを言っていたらと思って伺っていました。そこもしっかり、要望の中にこれは入れると言っていいの、この場合。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 要綱の場合は、やっぱり「確認されたときは措置を講ずるとともに氏名の公表」云々って書いてあるので、確認されなかったときはこういう措置はやらないということだけなのでしょうけれども、フロー図の中には、やらないけれども、議会でどうなんていうところまで要綱でくくりますか。

○委員長（根本謙一君） ただ、いずれも全協には報告するでしょう。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） そうです。だから……

○委員長（根本謙一君） では、その中で行き渡るね。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） そうですね、議運のほうから議長に確認はされなかったと。ただ、こうこうですということで議長は全議員に対してプライバシー保護しながら発表というか、共有すると。なので、そのときには誰々議員という名前はついてこないと思います。

○委員長（根本謙一君） その報告書の中にそれが内包されているから、要綱で別に記載しなくてもよいということですよ。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） フロー図の⑤、⑥の関係なのですが、先ほど事務局のほうからハラスメント、これがあった前提で書いたような書きっぷりだというような話を受けまして、⑤につきましては「調書を基に調査」だけでいいのかなと思いました。

あと⑥につきましては、「調査結果の決定」だとハラスメント行為があった前提ではない書きっぷりになるかなと思ったのですが、どうでしょうか。

○委員長（根本謙一君） この点については、次長はどのように受け止めるか。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 最初のほうはいいと思います。

2点目のところは、フロー図を2パターン作って、要は措置が発生する場合と、確認されない場合ということなので、措置が発生する場合というのは当然措置を決定する前提でのフローなので、書いてもいいと思いますし、確認されなかった場合は当然措置はないわけですから、そういう2パタ

ーンに分けて書きたいと思います。

○委員長（根本謙一君） フローを分けて。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） フロー図を分けて書くと、措置をした場合と、しない場合というのですか、確認できなかった場合みたいなところで。

○5番（長嶺一也君） よろしくをお願いします。

○委員長（根本謙一君） 今のところは皆さん、ご理解いただけましたか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 2パターンつくるということですね。

関連しますけれども、⑤のところは「調書を基に調査」でどうかということですね。いろいろ大事なところをご意見いただいて、随分できました。

そのほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） これは要するにいわゆる該当議員に対する調査。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 関本次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 確かに今、横山委員言われるように、これらを調書と言ってしまったので、調書を基に調査みたいな感じで、何となくこれの名称自体が調書を基に聞き取りするのだよということなのですから……

○12番（横山知世志君） そのところはいいい、間違いないのだから。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） 横山委員の意見を聞きまして、「調書を基に調査」ではちょっと日本語的にはどうかと感じますので、ただ単に調査だけでいいのかなと思いました。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 思いとしては1回ヒアリングをした、これをベースにして、議運のほうでこういうふうな調査があったけれどもということで、これは別に調査をするのだよという意味でこういうふうな調書を基に聞き取りをするということだったのです。聞き取りというのはイコール調査ということなのですから……

○12番（横山知世志君） ④番のポイント。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 意味合いは一緒です。順番も一緒でもいいくらいだと思いますけれども、まずは中の相談を受けた人から状況を聞いて、その上で該当議員のほうにも聞いたほうがいいかなと思って、若干ずらしているのですけれども。

○委員長（根本謙一君） では、「ハラスメントを行った」というのを削除して、一番冒頭に「該当議員からの聞き取り」というふうにしたほうが、これが多分合うのではないですか。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） はい。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） それ⑤を削除しまして、④をずっと該当議員のところまで伸ばしてやれば1行で済むかなと思ったのですが。

○委員長（根本謙一君） こっちは対象者、訴えは1回相談者と。

次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） ほかのところは、やっぱり聞き取りをするという意味では一緒ですけども、被害を受けた方と、まずは調査を聞き取りをした上で該当議員というのですか、ハラスメントを行ったこと、また同じかもしれませんけれども、それはやっぱり別な、タイミング的にはほぼ一緒だと思いますけれども、一応同じ聞き取りですけどもちょっとずらしました。

○委員長（根本謙一君） 確認できました。

関本次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 訂正をお願いします。

まず、調書のほうで見ていただいて、「ハラスメントを受けたのはいつですか」、「場所はどこですか」、「誰から受けましたか」の後です。「ハラスメントを受けた経緯とどのようなハラスメントを受けましたか」というのはちょっと疑問があるので、「ハラスメントを受けた経緯とハラスメントの種類」とかに直したほうがいいかなと思っているのですけれども、経緯と種類があれば、場所も分かる、人も分かる、いつかも分かる、どのように対応したのかも分かる、見た人がいるかどうかも分かる。

○委員長（根本謙一君） 次長、下のほうの「希望する対応はありますか」とありますが、具体的にここに入れておいて、チェックだけするようにしていただいたらどうでしょう。

関本次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 今の委員長のおっしゃったのは川越ではない、柏のチェック表があるのですけれども、あえてちょっと私は入れなかったのですけれども、柏市の場合は希望する対応はということで書いてあって、チェックを入れるようになっています。そうすると、相談した人のさじかげんで変わる、さじかげんというのはおかしいですけども、その人の思いでいろいろ変わってきってしまう場合があるということで、あくまでもここでは相談者からの希望レベルで言うのがいいのかなと思って、あえて私はチェックは入れなかったのです。チェックを入れてしまうと、もうそういうふうにするという風に捉えられてしまわないかなと。例えばそのの氏名の公表その他こうしてほしいというチェックを入れても、さっきの話だと、その段階が大いにあるのですね、確認できない場合とか。なので、用語としてはここに書いてもらってもいいのだけれどもみたいなふうに思ったのですけれども、どうでしょうか。あるいは、議長まで報告してほしい、議長から注意してほしい、事務局から当事者に伝えてほしい、人事課と共有してほしいとかというのを個別にチェック番号を入れたほうがいいのでしょうか。あわせて……

○委員長（根本謙一君） 要は柏市でその他を書く欄もつけてあれば、それはそれで書いておいていいのかなと思います。本当にこれ全部載せればいいのかというふうには思っていないです。当然 unnecessary 項目もあると思います。

〔「委員長、いいでしょうか」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） 今、柏市の話については、議運の調査の中で聞けばいいだけのことであって、わざわざ調書に落とし込まなくてもいいのかなというふうに思います。

○委員長（根本謙一君） ほかの方。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） なかったら、以上事務局で、これで一応終わりにしたいと思います。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） 柏なのですけれども、ハラスメント申出書をまとめているのですけれども、柏でしたっけ。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 柏です。

○2番（小柴葉月君） 柏市。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） はい。

○2番（小柴葉月君） 柏は申出書の段階ではなぜか聞かず、ヒアリングを希望するかしないかで終わっているのではないですか。しないに丸つけたら、その人の希望を聞かないということなのですか。希望するといってヒアリングしますってなったら、調書作成の部分で聞かれているのですよね。だったら、最初から聞いたほうがいいのかではないですか。

なのでそういう質問するかというと、例えば今回の事件が明るみになって、渡邊さんが出してくれた書面には、こういうことがありました。こう思いました。だから、議長から指導してほしいです。謝罪してほしいですと書いてあります。だから、これを聞くタイミングは申出書のタイミングで聞いたほうがいいのかないかなと思うのですけれども。ここの調書に書いてある「希望する対応はありますか」というところをそっくりそのまま申出書のところに異動させるみたいな、そのほうがいいのかないかなというふうに思いますけれども。

○委員長（根本謙一君） 今の小柴委員の趣旨は分かりますか。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 柏市の場合は、事前申出書と正式の相談申出書と2つに分かれているところで、ちょっとそこを考えていただきたいと思います。

関本次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 申出書は、いわゆる事務局への相談のものと議長までの報

告みたいな、取りあえずの仮の申出書みたいなのがこの申出書なのです。正式なヒアリングをしたときに、そういう希望も含めて書いてもらおうということでもいいのかなというふうに思っていたのですけれども、要は何で申出書というワンクッションを入れたかという、やはり私たち全部が調書を聞くのかなと思ったら、そうではなくて、相談のみとか、議長に知っておいてもらえばいいという一定のニーズというか、隙間があえて生じる話がちょっとあったので、申出書ということで事前相談所みたいなイメージで作ったのです。

以上です。

○委員長（根本謙一君） それぞれ説明がありました。

これを受けて、いかがでしょう。

〔「よく分かりました。それでいいと思います」と言う
人あり〕

○12番（横山知世志君） 今の次長の説明でよく分かりました。

○委員長（根本謙一君） ほかに今のことに関していかがでしょうか。

鈴木委員。

○11番（鈴木繁明君） 異議なし。

○委員長（根本謙一君） 櫻井委員、どうですか。

○1番（櫻井幹夫君） なし。

○委員長（根本謙一君） いずれにしても、後からでもここは修正できますから、ではそういうところでやりたいと思いますので、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。

それでは、2時間近くかかってしまいました。取りあえず休憩しますか。

〔「まだ何かある」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） あとちょっとだけ、少々。

〔「やっしまいましょう」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） やってしまいますか。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、そんなに時間はかからないと思いますので、お願いいたします。

では、まず、1点目ですけれども、整理した後、全協で説明する日程取りをしなければなりません。と申しますのは、高嶋先生の講評の件で日程取りが当然一定程度、時間を要するということからすると、いつでも良いというわけにはいきません。3通りぐらい日程の案を出して、設定する必要があるというのも考えなければなりません。全協で説明をした後、そのまま行うということもあるかと思えます。それを受けて修正の必要が出てくるかもしれません。

以前にもお話ししましたように、この条例案は12月会議に上程ということで一応目途として進めてきていることなので、そのようにスケジュール的にも余裕があるわけではないので、本当にタイトなスケジュールであることはご理解いただけるかと思います。このことで皆さんからまずご意見いただけたらなと思います。

長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） 今ほどの委員長説明で、高嶋先生の日程取りとおっしゃいましたけれども、高嶋先生に来てもらった話なのでしょう。

○委員長（根本謙一君） いや、オンライン。

○5番（長嶺一也君） オンラインでいいのですよね。そういうことであれば、全協の説明、高嶋先生の日程取りにつきましては、正副委員長に一任したいと思います。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 一応今のところ想定できる日程とか言えますか。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 全協のほうですか、それから高嶋先生……

○委員長（根本謙一君） 全協。全協と、当然高嶋先生の方どちらも。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 全協を先に決めたほうがいいでしょうか。

○委員長（根本謙一君） そうですね、全協。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 今日の話で防止条例はできたという前提でいいですか。要は要綱はつくっていないですし、今からの話ですし、その要綱に基づいたフロー図はイメージを膨らましてもらいたかったので今日作ったのですけれども、そこまでまだできていない状況で、要は今日のをまとめれば良いという前提で話を進めていいのか、もう一回企画から……

○委員長（根本謙一君） 基本的にはそれでいいのではないかなと思うのです。全協に出すときに、要綱までは私は無理していただかなくてもいいかなと思っています。これ条例を説明するのも大変であって、フロー図は出してもいいのですけれども、要綱は当然並行的に整理していきますということでいいのかなと思います。普通、要綱までつくって、条例のつくり方、先進地などを含めてしっかり整えていくところが意外とないので、それは大丈夫かなと思っています。ただ、全く手をつけていないわけではないので、フロー図までしっかり作られていますので、そこは当然並行的にいいのかなと思っています。最終的な案をつくったときに要綱も出すということで、ちょっとイメージ的に。そうでないと、時間がかかって取りにくいかなと思ったのですよ、この一、二か月の間に。なので、皆さんのご意見をいただきたいなと思っています。大変きついです。

長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） 基本的には行政の流れとしましては、条例が議決になってから要綱等を決めるというような、要綱は内部の決裁で決められるものですから、同時並行にいったとしても、まずは条例の議決が先でないと、条例と規則、一緒にほかの議員に全協の中で検討してもらおうということが

まず大事ななど。まず、それは条例の議決があつて、それから要綱というふうな流れになろうかと思
います。

○委員長（根本謙一君） 横山委員、どうぞ。

○12番（横山知世志君） 正副委員長に日程は一任したいと思います。

○委員長（根本謙一君） これからの議会全体の日程のこともあるので、今ここで軽々にいつ頃なん
ていうことにはいかないの、事務局には本当に申し訳ないのです。ましてや各常任委員会の研修視察
もあるから、なおさらちょこちょこ、ちょこちょここといろいろなものが入ってきている中で、ここら辺
までしか言えないのは申し訳ないのですが、そういう方向性でということで事務局にはよろしくお願
いします。

では、事務局。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 先ほどのフロー図の全体的なイメージを使ってもらイメ
ージで添付するというので、要綱に附属したものみたいな捉え方でちょっと1回してしまったもの
ですから、なので、それはそれで今、長嶺委員が言うように考えればいいのかというふうに思いま
す。

○委員長（根本謙一君） ほかはないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、日程等については、正副委員長に一任していただくということで進
めさせていただきます。ありがとうございます。

次ですけれども、私、すごく気になったのは特別委員会開催の予算上の問題はないか。大分、回を
重ねてきておりますので……

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 会議録センターのことですか。

○委員長（根本謙一君） いやいや、会議録センターではない。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 費用弁償ですか。

○委員長（根本謙一君） そうです。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） それは大丈夫だと思います。

○委員長（根本謙一君） これも調べておいていただきたいと思います。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） あと何回ぐらい開く予定か分かればいいのですけれども。

○委員長（根本謙一君） 今年度中ですと、例えば条例が制定された後、一、二回は必要になってく
るかなと思いますので、今は8回でしょう。9回、10回と12回ぐらい重なりと……

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 多分大丈夫だと思います。

○委員長（根本謙一君） そうですか。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） なお、調べてみますけれども。

そのほかについて、ほかに皆さんから何かあれば。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 全て決定してきているわけですがけれども、あの点ちょっとわからないとか、ここを確認してくださいとか疑問等があったら、事務局のほうへ問い合わせさせていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 今日の議論の内容、こう直したほうがいいのではないかというのをまた直して、速やかにファクスなりしたいと思いますので、それぞれにまた確認していただいて、ここを直すといったものが直っていないみたいなものがあれば言っていただければと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（根本謙一君） このたびもいろいろ大変ここまで本当に配慮していただいているので、さらに事務局に本当にご苦勞をかけますが、感謝しているところですが、そういうことですのでよろしくお願ひいたします。

他に皆さんから何かありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） なかったら、事務局お願ひいたします。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） では、副委員長さんから。

○副委員長（星 次君） それでは、午前中から第8回の議会改革推進特別委員会開催につきまして、皆さんから本当に1条1条、突き詰めていろいろご意見を賜りまして、条例案をつくることができました。本当に感謝申し上げたいと思います。

それでは、以上をもちまして第8回の議会改革推進特別委員会を終了いたします。

閉 会 （午後 2時27分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年10月15日

委員長 根本 謙 一

書記 関 本 達